⑾　阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

①　割引を適用する自動車

ＥＴＣ車

②　割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

③　割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて実施する期間を設定する。

④　割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて設定する。

⑤　事前の届出

個々の企画割引ごとに記①から記④までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

⑿　有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

②　割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

③　割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

④　割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

⑤　事前の届出

個々の社会実験ごとに記①から記④までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

⑥　記⑤に基づき届出した有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

路外パーキングサービス社会実験に関する割引

ａ　割引を適用する自動車

会社が別に定める軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

ｂ　割引内容

記ａに定める自動車においては、会社が別に定めるところにより、ＥＴＣカードを使用して、記ｄに定める指定出口から流出し、引き続いて記ｄに定める指定入口に再流入した場合、最初に流入した入口等から指定出口までの利用距離に応じた通行料金及び指定入口から最後に流出した出口等までの利用距離に応じた通行料金の合算額を徴収せず、最初に流入した入口等から最後に流出した出口等までの利用距離に応じた通行料金を徴収するものとする。なお、路外パーキングサービス社会実験に関する割引に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、障害者割引及び事業者向け大口・多頻度割引とし、割引相互間の重複適用の有無及び順序は次のとおりとする。

(a)　重複適用の有無

○・・重複適用あり

×・・重複適用なし

	路外ＰＡ			
上限料金	○	上限料金		
障割	○	○	障割	
大口・多頻度	○	○	×	大口・多頻度

(注)　「路外ＰＡ」は路外パーキングサービス社会実験に関する割引、「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「障割」は障害者割引、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引をそれぞれ指すものとする。

(b)　重複適用の順序

適用の順序	割　引　の　種　類
1	路外パーキングサービス社会実験に関する割引
2	上限料金の引下げに係る割引
3	障害者割引
4	事業者向け大口・多頻度割引

ｃ　割引を実施する期間

平成29年６月３日から平成30年３月31日までの間

ｄ　指定出入口

指　定　出　口	指　定　入　口
兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広 （大阪方面へ進行する出口）	兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広 （大阪方面へ進行する入口）
兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広 （神戸方面へ進行する出口）	兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広 （神戸方面へ進行する入口）

⒀　割引相互間の適用関係（記⑾及び⑿を除く。）

①　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引及び神戸都心流入割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、障害者割引との重複適用のない割引（以下「非重複割引等」という。）を適用した場合の方が低い額になる場合は、非重複割引等を適用する。

②　ＥＴＣ路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引及び神戸都心流入割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

③　上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、事業者向け大口・多頻度割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、短距離区間利用割引、池田線時間帯割引及び西大阪線端末区間割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。